

令和2年6月16日

〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目10番地29号

ワンラブ本町ビル1階

有限会社ワンラブ (one love) 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海 理事長 杉浦市郎  
(連絡先) 〒464-0075 名古屋市千種区内山3丁目28番2号 KS千種ビル6階F

事務局長 野澤厚美

TEL 052-734-8107 FAX 052-734-8108

## 申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とし、消費者団体や消費者問題に取り組む弁護士・消費生活相談員等の専門家、研究者、一般消費者等によって構成され、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けている特定非営利活動法人（NPO法人）です。

今般、貴社が使用している生体販売契約書等につき、消費者保護の観点から検討をさせて頂きました結果、消費者契約法に鑑み、消費者の利益を害し不当ないし不適切と思われる記載がありました。

つきましては、別紙のとおり、申入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、令和2年7月16日までに、上記連絡先宛、書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

また、本申入書の内容、本申入れに対する貴社のご回答の有無、内容及び本申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害発生防止の観点から、当団体のホームページその他適宜の方法により公表させて頂くことがありますことを申し添えます。

敬具

## 申入れ事項

### 1 「Love Love パック」と題する書面中「◆売買契約」欄記載の条項について

#### (1) 条項の内容（抄）

- ①生体販売契約書の内容をご確認頂いた上で、署名捺印又はサインを頂き、その後、当生体の返品、交換、売買代金の返還、医療費を含む金銭の請求、損害賠償などの金銭的負担を強いる行為を要求することはできません。
- ②感染症（パルボウイルス、ジステンパー等の命に関わる重大感染症）による補償も、加入して頂いた補償範囲内での適用とさせていただきます。感染症以外の、発病、疾患、体調不良等につきましても、同様にお引き渡し後は全て、加入して頂いた、補償範囲内での適用とさせていただきます。

#### (2) 申入れの趣旨

本条項につき、消費者契約法8条1項1号、同項3号及び同法8条の2に適合するように改めてください。

#### (3) 申入れの理由

消費者契約法8条1項1号、同項3号、及び同法8条の2違反

ア 消費者契約法8条は、

次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。

- 一 事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除…する条項

三 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除…する条項

と規定し、同法 8 条の 2 は、

事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させ…る消費者契約の条項は、無効とする

と規定しています。

イ 本条項では、貴社の販売したペット（生体）について、貴社が原因で病気になった場合も含め、生体販売契約後、購入者において、返品、交換及び一切の金銭請求ができないとされています。これは、貴社において、消費者の貴社に対する債務不履行及び不法行為に基づく損害賠償請求権の行使は認めず、また、貴社の債務不履行による契約解除権の行使を認めない趣旨と解されます。

これは、事業者の不法行為に基づく損害賠償責任を免除する条項の無効について規定した消費者契約法 8 条 1 項 1 号、3 号、及び、消費者の解除権を放棄させる条項の無効について規定した同法 8 条の 2 に反します。

## 2 「生体販売契約説明後のチェックシート」における条項について

### (1) 条項の内容

当店お引き渡し後の通院や治療等の費用に関しては医療保険の加入・未加入を問わず加入医療保険内での補償適用となり、弊社からの一切の補償を行うことができませんのでご了承ください。

重大感染症及び感染症以外の発病、疾患、体調不良につきましてもお客様にご加入いただきました医療保険のみの適用とさせていただく事をご了承ください。

内部寄生虫や耳ダニに関しては100%発見し駆虫する事は獣医師でも困難となります。引き渡し後の補償に関しては補償適用範囲でのご対応になることをご了承ください。

## (2) 申入れの趣旨

これらの条項につき、消費者契約法8条1項1号及び同項3号に適合するように改めてください。

## (3) 申入れの理由

### 消費者契約法8条1項1号及び同項3号違反

これらの条項も、貴社の故意や過失にかかわらず、消費者からの一切の損害賠償請求を認めない内容となっています。

したがって、これらの条項も、事業者の債務不履行ないし不法行為に基づく損害賠償責任を免除する条項の無効について規定した消費者契約法8条1項1号及び同項3号に反します。

## 3 「生体販売契約書」における条項について

### (1) 条項の内容

ペット保険・・病気・怪我の際、医療費の負担を補います。（引き渡し後の通院等、治療費の補償は致しかねますので、ご加入をお願いしております。）

## （２）申入れの趣旨

当条項につき、消費者契約法 8 条 1 項 1 号及び同項 3 号に適合するように改めてください。

## （３）申入れの理由

消費者契約法 8 条 1 項 1 号及び同項 3 号違反

当条項も、貴社の故意や過失にかかわらず、ペットの引渡後は、消費者からの損害賠償請求を認めない内容となっています。

したがって、当条項も、事業者の債務不履行ないし不法行為に基づく損害賠償責任を免除する条項の無効について規定した消費者契約法 8 条 1 項 1 号及び同項 3 号に反します。

以 上